

第5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表

改 正 後				改 正 前			
付表8 「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表				付表8 「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表			
別表第二の番号	設備の種類	小分類	左の具体例	別表第二の番号	設備の種類	小分類	左の具体例
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	「103」茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く。）	荒茶製造業、 <u>コーヒー豆ばい煎業</u>	2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	「103」茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く。）	荒茶製造業、 <u>コーヒー豆ほう煎業</u>
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	「121」製材業、木製品製造業 「122」造作材・合板・建築用組立材料製造業	製材業、木材チップ製造業 合板製造業、 <u>集成材製造業</u> 、 <u>床板製造業</u>	4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	「121」製材業、木製品製造業 「122」造作材・合板・建築用組立材料製造業	製材業、 <u>床板製造業</u> 、 <u>木材チップ製造業</u> 合板製造業、 <u>集成材製造業</u>
16	金属製品製造業用設備			16	金属製品製造業用設備		
	その他の設備				その他の設備		

改 正 後				改 正 前			
		「243」暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	配管工事用附属品製造業、ガス機器製造業、温風暖房機製造業			「243」暖房装置・配管工事用附属品製造業	配管工事用附属品製造業、ガス機器製造業、温風暖房機製造業
26	林業用設備			26	林業用設備		
		「023」特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く。）	薪製造業、木炭製造業、松やに採取業			「023」特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く。）	薪伐出製造業、木炭製造業、松やに採取業